

令和8年度介護 WITH 事業所募集要項

1 目的

介護の仕事と、夢、趣味及び副業を両立できる環境づくりに取り組む事業所を都が介護WITH事業所として選定し、夢や趣味と介護の仕事を両立している職員を応援し、多様な働き方ができることを発信することで、介護の仕事のイメージアップを図ることを目的とする。なお、選定された事業者には、奨励金を支給する。

2 募集対象事業所

職員の介護の仕事と、夢、趣味及び副業を両立できる環境づくりに取り組む東京都内で別表に定める介護サービスを提供する施設及び事業所。

なお、次の各号のいずれかに該当する介護保険施設等については、本事業の対象としない。

- (1) 令和8年4月1日時点から起算して過去1年間に、労働基準法等の労働関係法令、社会福祉法、老人福祉法又は介護保険法に基づく罰金以上の刑に処せられている者
- (2) 令和8年4月1日時点から起算して過去1年間に、社会福祉法、老人福祉法、又は介護保険法に基づく改善等の命令又は指定の取り消し若しくは効力停止等の行政処分を受けている者
- (3) 介護保険法に基づく勧告を受けた場合にあっては、期限までに改善措置をとり、報告を行っていない者
- (4) 令和6年度及び令和7年度に本事業において「介護 WITH 事業所」として選定された者

3 対象職員

2の対象事業所において介護業務に携わっている職員

4 募集実施期間

令和8年8月20日から令和8年9月13日

なお、応募状況により延長することがある。

5 奨励金額

1事業者100万円とする。

奨励金の使途は定めない。ただし、奨励金を介護の仕事と夢、趣味及び副業を両立できる環境づくりに活用した場合は当該取組をHP等にて掲載する場合がある。

6 採択予定事業者数

10 事業者とする。

7 応募

申込フォームによる。なお、介護 WITH 事業所選定事務局のヒアリングの際に追加で資料提出を求めることがある。

8 審査手順

(1) 審査手順

応募内容及び介護 WITH 事業所選定事務局が実施するヒアリングを基に、介護 WITH 事業所選定委員会が審査を行い、採択する事業所を決定する。なお、応募時点で各種取組を行っていないもの、職員が在籍していないものは審査の対象外とする。

(2) 審査の観点

介護 WITH 事業所の選定に当たっては、下記のアからクの応募事業者の取組状況について審査を行う。なお、具体的な審査方法については別途定める。

ア 該当職員の夢、趣味及び副業の内容

イ 介護の仕事と、夢や趣味及び副業との相互の好影響

ウ 職員の夢や趣味等の両立支援策

エ 働きやすい職場づくりの取組

オ 「介護 WITH」普及に対して意欲的であるか

(3) 夢や趣味の範囲

本事業における夢や趣味とは、介護とは異なる芸能・スポーツ・クリエイティブ・その他の分野で生業となりえるもの、追求の過程で専門的知識や技能が身につくもの等で介護の仕事と相互に好影響を与えあうものを指す。

専門的知識や技能習得のための養成機関等に所属している場合を含むが、単なる余暇、娯楽及び遊戯等は含まないものとする。活動の程度としては、その分野における一定の社会的評価を得、又は得ようとするための取組を対象とする。

なお、既に副業としている活動については、介護の仕事と相互に好影響を与えるものを対象とする。

<例>

	○	×
芸能	・求職のためのオーディションやコンクール、選考等を受けているもの ・ダンスや声優の養成所に通っている。	・小規模に発表するに留まるもの等 ・趣味でダンス教室に通っている。
スポーツ	・社会人リーグや実業団等に所属するもの等 ・公式な大会等に参加し、又は参加を目指すもの	・サークルなど個人で活動しており、公式な大会等への参加を行っていないもの ・少年野球などのコーチをしている。
クリエイティブ	・創作物を発表する、展覧会やコンクール等に出品する等 ・小説や漫画などプロを目指し投稿している。 ・youtube などに動画をアップし、副業として収入を得ている。	・個人的な集まり等でのみ発表するもの ・同人誌即売会等で制作物を頒布している。 ・趣味で動画を作成し、youtube にアップしている。
その他	・上記に準ずる	・上記に準ずる

(4) 審査結果

介護 WITH 事業所選定委員会が選定を行ったのち、結果を通知する。

9 その他申請にあたっての留意点

選定された介護 WITH 事業所は、都及び受託会社が行う「介護現場のイメージアップ戦略事業」に係る下記の取組に協力するものとする。該当する事業所及び職員が正当な理由なく協力しない場合は奨励金の返還を求める場合がある。

本事業において制作したインタビュー動画、写真、記事その他の広報コンテンツは、東京都が実施する広報活動その他これに関連する取組において将来にわたり活用されるものである。応募に当たっては、出演又は掲載の対象となる職員に対し、当該活用について説明の上、本人の同意を得た上で申請すること。また、選定後は、出演又は掲載の対象となる職員本人から、当該広報コンテンツの制作及び活用に関する同意を書面により取得すること。

なお、当該職員は、退職、異動その他の事情が生じた場合であっても、当該広報コンテンツが東京都の広報活動等において継続して活用されることについて、あらかじめ了承するものとする。

(1) 職員インタビュー動画の撮影及び広報

- (2) 事業所インタビュー動画の撮影及び広報
- (3) コラム記事作成
- (4) 職員及び事業所の取組の特設 HP への掲載
- (5) その他事業の趣旨に照らし必要な取組

10 問合せ先

事務局：070-3815-6553